

調書確認業務費積算基準（案）

調書確認業務とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地調書・物件調書の確認を求め、当該調書にこれらの者の署名押印を求めるものとし、土地調書・物件調書を作成する業務に加える場合、これに要する直接人件費の積算は、表1～表3によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

また、調書確認に係る直接人件費の積算に当たっては、表1の区分ごとの「補正率」欄に掲げる補正を行うものとする。

表 1

区 分		判 断 基 準		補正率
調 書 確 認		全体的な判断基準	個別的な判断基準	
	イ	土 地 の み	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
	ロ	土地及び工作物等	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。	0.80
	ハ	土 地 及 び 建 物	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（居住用併用を含む）に供されている借家人に係るもの。	1.00
	ニ	土地及び建物並びに営業	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居用併用を含む）補償に係るもの。	1.30

注1 土地の定義には、借地権を含む。

注2 墳墓所有者(土地及び墓石等)は、「イ」を適用するものとする。

注3 借地権に基づく建物所有者は、「ハ」を適用するものとする。

注4 「ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、表2により行うものとする。

表 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54 人	
			技師 A	0.54 人	
			技師 B	0.54 人	

注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

3 調書確認

調書確認は、土地調書・物件調書の配布及び説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

(調書確認)

表3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書確認	権利者	ハ	主任技師	—	—	—	
			技 師 A	0.17	—	0.17 人	
			技 師 C	0.17	0.06	0.23 人	

注1 本表の歩掛は、表1のハを基準としたものであり、表1の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費＝表1の補正単価×表1の区分ごとの権利者数

なお、表3により調書確認を行ったものを、用地調査等業務費積算基準（案）第13補償説明（以下「積算基準」という。）に付す場合に要する直接人件費の積算は、積算基準の表13-8を次の内容に改めて行うものとする。

(補償説明)

表13-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10 人	
			技 師 A	1.79	0.10	1.89 人	
			技 師 C	1.79	0.50	2.29 人	

注1 本表の歩掛は、表13-1のB-ハを基準としたものであり、表13-1の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費＝表13-1の補正単価×表13-1の区分ごとの権利者数